嘉麻市下山田地区事業用地分譲見込み調査等業務委託公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

（１）件名

嘉麻市下山田地区事業用地分譲見込み調査等業務委託

（２）業務内容

別紙「嘉麻市下山田地区事業用地分譲見込み調査等業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

ただし、要求水準書に記載された事業者に求める業務の水準を満たす範囲において、より優れた構成案がある場合には、提案書に記載することは差し支えない。その場合、内容及び当該案の違いを記載すること。

なお、事業用地の売却先には、土地を有効的に使用する1社程度（地域住民の理解を得られ、地元企業とのシナジー効果を生みだし、この土地において継続的に事業を行う企業等）を想定している。

（３）提案上限金額

５，９２９，０００円(消費税及び地方消費税を含む)

（４）履行期間

契約締結日から令和７年９月３０日まで

（５）支払条件

契約期間中の費用支払については、嘉麻市財務規則の規定に基づき、市と協議の上、決定した方法で行うものとする。

ただし、業務委託料の支払（中間払を含む。）は、令和７年度中に行うものとする。

２．選定方法及びスケジュール

（１）選定方法

公募型プロポーザル方式により行う。

（２）選定スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 内容 | 期日 |
| 1 | 公募要領等の開示 | 令和6年10月21日（月） |
| 2 | 質問票の受付期間 | 令和6年10月21日（月）から令和6年12月16日（月）まで |
| 3 | 参加表明書の受付期間 | 令和6年10月21日（月）から令和6年10月30日（水）まで |
| 4 | 参加資格審査結果通知（メール） | 令和6年11月6日（水） |
| 5 | 提案書の提出期間 | 令和6年11月7日（木）から令和6年11月20日（水）まで |
| 6 | １次審査(提案書審査) | 令和6年11月25日（月）から令和6年12月5日（木）まで |
| 7 | １次審査結果通知発送（メール） | 令和6年12月6日（金） |
| 8 | ２次審査(プレゼンテーション) | 令和6年12月20日（金） |
| 9 | ２次審査結果通知発送予定 | 令和6年12月23日（月） |

　　　　※応募者が６事業者を超えない場合は、１次審査を省略することがある。

３．参加資格要件

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1. 次のいずれかに該当する者
	1. 都市銀行
	2. 地方銀行
	3. 経営コンサルティング事業者であり、かつ、都市銀行、地方銀行又はそれら金融機関の持株会社が有する当該事業者に係る議決権の総和が３分の１を超える者
	4. 国内企業情報保有数３００万件を超える大手信用調査会社（シンクタンク）
	5. ４ha以上の事業用地に５０億円以上の設備投資を行う企業に対し、令和元年から令和５年までの間に財務状況等経営診断を自ら行った※１実績※２を有する事業者

※１「自ら行った」とは、事業者が雇用する国家資格（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれか）を有する職員が経営診断に直接かかわった場合をいう。

※２「実績」は、一般的に上記資格保有者に期待される程度の診断レポートの作成でなければならない。

（２）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）参加申込書提出時点において、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること｡

（４）会社法(平成１７年法律第８６号)による清算の開始又は破産法(平成１６年法律第７５号)に基づく破産の申し立てをしていない者であること。

（５）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

（６）経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。

（７）本公募日から契約締結の日まで、国、地方公共団体等からの指名停止の措置を受けていない者であること。

（８）嘉麻市政治倫理条例(平成１８年嘉麻市条例第２３７号)第６条の規定に該当する者でないこと。

（９）国税、都道府県税又は市税を滞納していないこと。

（10）政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

（11）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（12）公正な取引を阻害すると判断される者でないこと。

（13）本業務を確実に遂行するための体制を構築できる者であること。

４．質疑応答

（１）質問

　①受付期限

令和６年１２月１６日（月）１５時まで

　②質問方法

・質問票(様式第１号)に記入し、本要領第１１項の宛先に電子メールで送付し、電子メールの件名には、「嘉麻市下山田地区事業用地分譲見込み調査等業務プロポーザル質問書」と記載すること。

・電子メールによる質問を受けた場合は、市から受信確認のメールの送信を行う。1日経過しても受信確認メールが届かない場合は、電話で問い合わせること。

（２）回答

　①回答期限

令和６年１２月１８日（水）　１７時まで

　②回答方法

市のホームページに掲載する。

　③その他

・質問者の事業所名等は公表しない。

・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

・個別に回答は行わず、電話等の対応は一切受け付けない。

５．参加申込手続

（１）提出書類

プロポーザル参加希望者は、次の資料を各１部提出すること。(A4ファイル綴じ)

①プロポーザル参加表明書（様式第２号）

②会社概要書(A4版任意様式)

※会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先等の記載のあるもの。ただし、法人案内(パンフレット)による代替可とする。

③業務実績一覧(様式第３号)

④本要領３の（１）の⑤に該当する事業者にあっては、経営診断を自ら行ったことが分かる診断レポート等の資料（被診断企業の秘密事項を黒塗りにすること）

（２）提出期限

令和６年１０月３０日（水）　１７時まで【必着】

（３）提出方法

持参又は簡易書留郵便

※持参の場合は、閉庁日を除く８時３０分から１７時までとする。

（４）辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第４号)を本要領６の（２）の提出期限までに、持参又は簡易書留郵便にて提出すること。

なお、持参の場合は、閉庁日を除く８時３０分から１７時までとする。

（５）審査

事業者より提出された書類に基づき、参加資格要件を満たしているかを確認し、審査結果を各事業者に郵送により通知する。

６．提案書等の提出

提案書等は、要求水準書並びに提案書の作成上の留意点（別記１）及びプロポーザル評価基準（別記２）を理解した上で作成し、次のとおり提出するものとする。なお、１参加者あたり１提案とする。

（１）提出書類

①提案書（様式第５号）及び添付資料

②実施体制表(様式第６号)

③見積書(様式第７号)及び見積内訳書（任意様式）

④使用印鑑届（様式第８号）

⑤印鑑証明書　※３か月以内に発行されたもの。写し可。

⑥決算書類（貸借対照表：過去３事業年度分の写し）

⑦法人の登記事項証明書　※３か月以内に発行されたもの。写し可。

⑧国税、都道府県税又は市税の未納税額のない納税証明書

（２）提出期限

令和６年１１月２０日(水)　１７時まで【必着】

（３）提出部数

①正本１部

正本のみ事業者名及び代表者名を記載すること。

②審査用５部(提案書のみ)

事業者名やロゴマーク等の事業者が特定される情報を記載しないこと。

③PDFデータ

本要領６の（１）のPDFデータを、本要領第11項の宛先に電子メールで送付し、電子メールの件名には「嘉麻市下山田地区事業用地分譲見込み調査等業務プロポーザル提案書」と記載すること。

（４）提出方法

持参又は簡易書留郵便

※持参の場合は、閉庁日を除く８時３０分から１７時までとする。

（５）留意事項

　提出する書類は日本工業規格A4の大きさとし、A4判フラットファイル（紙製・色指定なし）に一括して、順番に長辺綴じにして提出すること。

７．選定委員会

業者の選考及び選定は、別に定める嘉麻市下山田地区事業用地分譲見込み調査等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の評価に基づいて行う。なお、選定委員会は委員構成５名とし、委員の氏名については非公開とする。

８．審査方法

（１）第１次審査（書類審査）

※　応募者が６事業者を超えない場合は、1次審査を省略することがある。

①実施日

令和６年１１月２５日（月）から令和６年１２月５日（木）までの間

②審査方法

・本要領６の（１）により提案された内容について、審査委員会の委員５名がそれぞれ１００点満点で評価し、その合計点数の上位６者を第２次審査対象者として決定する。

・合計点数が６割に満たない提案者は、第２次審査参加者として選定しない。

・第１次審査における審査結果は、第２次審査に持ち越さないものとする。

・申し込み多数の際は、審査委員会委員５名の協議により、１次審査通過事業者を決定する場合がある。

③評価基準

別記２のとおり。

④審査結果の通知

第１次審査の結果は、すべての提案者に書面で通知を行う。その際、第１次審査の通過者には、併せて第２次審査実施の通知を行う。

（２）第２次審査(プレゼンテーション)

①実施日

令和６年１２月２０日(金)

②所要時間

１事業者につき３０分以内（プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）

③説明

・審査の順番は、提案書類の受付順とする。

・プレゼンテーション当日の参加人数は、各社３名以内とする。

・プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションの際にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、担当部署へ事前に連絡し、機材は事業者で用意すること。

・提出した提案書類に沿って説明すること。追加資料の使用は認めないが、提案書の要約である説明用スライドの投影は許容する。

④評価方法

・審査委員会の委員５名がそれぞれ１００点満点で評価し、その合計点数が最も高い提案者を最優秀者として決定する。

・前記のいずれの場合においても、合計点数が６割に満たない提案者は、最優秀者として決定しない。

・当該プロポーザルに参加した事業者が１者の場合であっても、本要領の規定に基づき審査を実施する。

⑤評価基準

別記２のとおり。

⑥選考結果の通知

選考結果については、参加者全員に通知する。なお、選定に関する異議申し立て等は一切できないものとする。

（３）失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

なお、本要領８の（２）の選考により決定した最優秀者が失格することとなった場合は、これを取り消し、又は市と業務委託契約を締結した後における受託者が失格することとなった場合は、この契約を解除したうえで次点の者を最優秀者とする。

①提案書等の提出期限に遅れた者

②虚偽の内容を記載若しくは説明などを行った者

③見積価格が本要領１の（３）に規定する提案上限金額を超えている者

④会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態の者

⑤審査の公平性を害する行為を行った者

⑥理由なくプレゼンテーションに遅刻・欠席した者

⑦その他、提案にあたり著しく信義に反する行為等を行った者

９．委託契約の締結

（１）最優秀者に決定された者を第１優先交渉権者とし、本業務委託の契約締結交渉を行うものとする。

（２）第１優先交渉権者と協議が整わない場合や、第１優先交渉権者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。ただし、いずれの場合にあっても、第１次審査及び第２次審査における各合計点数が６割を満たす者のみを交渉権者とする。

10.その他

（１）プロポーザル参加申込書、提案書等の提出書類は返却しない。

（２）参加申込及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。

（３）本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は市に帰属するものとする。

（４）本要領及びプロポーザルにおいて入手した情報等を目的外利用しないこと。

（５）提案内容は非公開とする。

（６）提案書の作成のために嘉麻市から受領した資料は、嘉麻市の了解なく公表してはならない。

（７）プロポーザルに参加することで生じる費用は、すべて提案者の負担とする。

（８）契約には、嘉麻市業務委託契約標準約款を適用する。

（９）契約を締結したときの契約保証金の納付は、嘉麻市財務規則第149条の規定に基づく。

11.担当部署

　　〒820-0292　福岡県嘉麻市岩崎１１８０番地１

　　嘉麻市役所　産業振興課　企業誘致係

　　担当：尾篭

　　電話：0948-42-7451(直通)

　　メール：yuchi@city.kama.lg.jp

（別記１）

提案書の作成上の留意点

　提案書の作成にあたっては、次のことに留意すること。

・要求水準書の内容を確認し、国及び県の動向を鑑み、計画案の策定方針、業務内容、業務実施スケジュール等について、別記２に示された評価基準の項目順に具体的にわかりやすく作成すること。

・文字の大きさは、原則１１ポイント以上とすること。

・日本工業規格A4の大きさにより資料を作成すること。ただし、資料の説明性・閲覧性を向上する場合はこの限りではない。

・表紙、目次等を含め２０ページ以内とする。

・ページ番号は表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。

・作業工程表（任意様式）を添付すること。

・提案書表紙(様式第５号)に併せて必要な資料を添付し、A4判フラットファイル（紙製・色指定なし）に一括して、順番に長辺綴じにして提出すること。

・作成したデータをPDFに変換し、別途メールで提出すること。

（別記２）

プロポーザル評価基準

１　評価の基準

提案書の評価基準は、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
| 事業者 | 業務経験 | 業務を円滑に実施できると判断できる経験と実績を有しているか。 | 10 |
| 委託業務実績 | 過去に、地方公共団体等から同様又は類似の委託業務を受けたことがあるか。 | 5 |
| 財務 | 財務状況は健全か。 | 5 |
| 提案内容 | 計画性 | 本事業の目的や委託内容を理解した業務計画であるか。 | 10 |
| 実施体制 | 業務を確実に遂行するために必要な能力を有する管理責任者及び担当者が配置され、かつ、適切に業務が分担されているか。 | 10 |
| スケジュール | 事業スケジュールは実現可能なものであり、業務の遅延等のトラブルに対する対策・工夫が見られるか。 | 10 |
| 実現性 | 提案内容は、社会経済の動態及び変動予測をとらえ、市の実情に即した具体的で現実的なものであるか。 | 30 |
| 独自性 | 事業の効果を最高度に発揮するための独自の工夫が加えられているか。 | 20 |
| 合計 | 100 |